

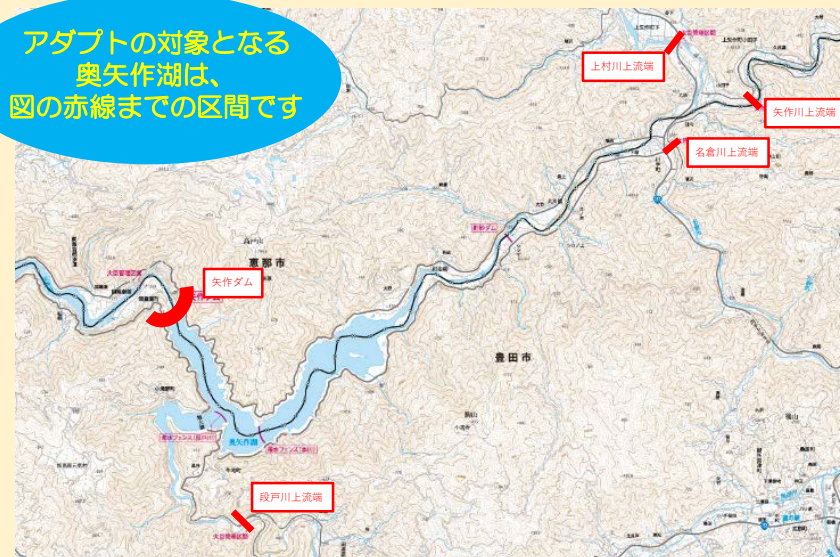
奥矢作湖アダプト(協働管理)制度の 参加者を公募します

矢作ダム管理所では、より良い奥矢作湖を目指すために地域住民のみなさまと河川管理者である当管理所が協働で河川管理を行う「奥矢作湖アダプト(協働管理)制度」を開始し、参加者を公募しています。

「アダプト(Adopt)」とは英語で「養子縁組する」といった意味です。一般的にアダプト制度とは、従来行政のみが行うものとされてきた公共施設の管理を、行政との契約により、行政と地域住民の皆さんとが協働で実施する制度です。

奥矢作湖アダプトは、奥矢作湖(矢作川・段戸川・名倉川・上村川のうち、矢作ダムが管理する区間)における河川の美化・清掃活動や、河川環境保全活動、河川愛護活動などを地域住民の皆さんが主体的に行い、河川管理者である矢作ダム管理所が必要な支援を行うことによって、協働の河川管理を行い、地域の特徴に合ったより良い奥矢作湖を目指そうとするものです。

制度の開始に伴い、活動を希望される団体等を公募いたします。当管理所は登録された団体等に対して、奥矢作湖に関する資料及び情報、清掃に要する用具等の提供を行います。



ご応募、お問い合わせについては下記までご連絡ください。

奥矢作湖アダプト制度窓口

国土交通省矢作ダム管理所 総務係 tel:0565-68-2321

奥矢作湖アダプト（協働管理）制度実施要項

（目的）

第1条 この要項は、河川管理者、国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所（以下「管理所」という）が管理する河川の管内において、地域で活動を行う団体、個人が、管理所との協働管理者として自発的に、河川の美化・清掃、環境保全、愛護等に関する活動を行うことにより、地域の特性にあった河川管理の推進を図るとともに、協働管理による地域のコミュニティの形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要項における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）奥矢作湖とは、管理所が管理する矢作川・段戸川・名倉川・上村川の区間を言う。
- （2）協働管理者とは、管理所との合意に基づき、奥矢作湖の全部又は一定区域における管理等を補完するものとして、自発的に協働で活動を行う個人又は団体（以下「団体等」という）を言う。

（活動内容）

第3条 奥矢作湖アダプト制度による活動内容は、次のとおりとする。

- （1）奥矢作湖の美化及び清掃活動に関すること。
- （2）奥矢作湖の河川環境保全に関すること。
- （3）奥矢作湖の河川愛護に関すること。

（公募）

第4条 管理所は広報により、奥矢作湖の協働管理を希望する団体等を公募する。

- 2 前項の協働管理を希望する団体等とは、奥矢作湖の全部又は一定の区域において、1年以上の期間を通じ、前条に規定する活動を行うことができる団体等とする。

（申込み方法）

第5条 協働管理者になることを希望する団体等は、管理所に奥矢作湖アダプト（協働管理）制度申込書（様式第1号）、団体にあつては参加者名簿（様式第2号）及び活動計画書（様式第3号）を提出するものとする。

（協議）

第6条 管理所は、前条の奥矢作湖アダプト（協働管理）制度申込書の提出があつたときには、活動計画等について団体等と協議する。

（合意）

第7条 前条の協議において合意したときは、団体等と管理所の間で合意書（様式第4号）

を取り交わすものとする。

- 2 活動計画等合意内容の変更をする必要が生じたときは、双方協議の上、合意内容を変更することができる。
- 3 管理所は、団体等が合意書の内容を履行しないとき、または合意内容を逸脱したときは、合意内容に基づく活動を行うよう指導及び助言することができる。
- 4 団体等は、アダプトの合意により法律上特別な権限が与えられるものではなく、河川法に基づく許可申請等についても、簡素化などの措置がとられるものではない。
- 5 合意の期間は、合意日の属する年度の3月31日までとする。なお、合意日が第4四半期になる場合は、当該年度末までに十分な活動を行えないことが見込まれるため、合意日の属する年度の翌年度末までを合意期間とすることができる。
- 6 合意期間終了後も引き続き活動を希望する団体等は、当該年度内に翌年度分の申込書類を提出するものとする。

(合意の解除)

第8条 団体等が活動を止めるときには、管理所に奥矢作湖アダプト（協働管理）制度解除申出書（様式第5号）を提出することにより、合意を解除することができる。

- 2 管理所は、団体等が前条第3項の指導及び助言に従わないときは、奥矢作湖アダプト（協働管理）制度解除通知書（様式第6号）により、合意を取り消し、協働管理者を解除することができる。
- 3 前第2項の規定により合意を解除するときは、団体等は活動箇所を現状に回復し、管理所の確認を得なければならない。ただし、管理所が認める場合はこの限りでない。

(支援)

第9条 管理所は、団体等に対して、予算の範囲内で次の各号に定める支援を行うことができる。

- (1) 奥矢作湖に関する資料及び情報の提供。
- (2) 河川美化及び清掃に要する用具の提供。
- (3) 活動時に身につける証明書の発行。

(報告)

第10条 団体等は、毎年4月末までに前年度の活動内容についての報告を行うため、奥矢作湖アダプト（協働管理）制度活動報告書（様式第7号）を管理所に提出しなければならない。

(その他)

第11条 アダプト活動中に発生する事故等については、河川管理者が責任を負うべき特段の事情がない限りは、全て団体等において責任を負うものとする。